

お知らせ

登記窓口での相談は
予約制
となっています。

相談を希望されるお客様は、
事前に次の法務局へ電話又は
窓口にて、ご予約をお願いします。



庁名	相談日	電話番号
那覇地方法務局 本局	毎日	(098) 854-7952
那覇地方法務局 沖縄支局	毎日	(098) 937-3267
那覇地方法務局 名護支局	月・水・金	(0980) 52-2123
那覇地方法務局 宮古島支局	月・水・金	(0980) 72-2639
那覇地方法務局 石垣支局	月・水・金	(0980) 82-2004
那覇地方法務局 宜野湾出張所	毎日	(098) 898-5454

※土日祝日は除く

那覇地方法務局

相談にお越しになったお客様へのお願い

那覇地方法務局の登記窓口では、「相談」を次のとおり取り扱っておりますので、ご協力をお願いします。

- 1 不動産登記に関する相談については、関係する土地、建物の登記事項証明書や地図の写しをお持ちください。
- 2 会社・法人などの設立や役員変更等の登記に関する相談については、那覇地方法務局本局でお受けしますので、本局にご連絡をお願いします。また、相談の際は、定款や規約等をお持ちください。
- 3 相談時間は、「20分以内」が原則となります。継続して相談を必要とされる方は、相談終了時に次回の予約をしてください。
- 4 法律判断を伴う相談は、お受けすることができません。
- 5 相談担当者は、登記申請書や法定相続情報一覧図の保管及び交付に関する申請書、また、それらの添付書類の作成の援助をすることはできません。お客様自身で作成していただくこととなります。
- 6 相談では、作成された申請書等について、事前に審査することはできません。
- 7 予約をキャンセルする場合は、事前にご連絡をお願いします。
- 8 司法書士や土地家屋調査士の資格を持たない方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、ご注意願います。

那覇地方法務局